## 系統アクセス業務の実施に関する規程の変更及び公表について (案)

2024年8月より施行予定の業務規程及び送配電等業務指針の変更に伴う対応のため、定款第64条に規定されている系統アクセス業務の実施に関する規程を別紙1のとおり変更し、公表する。

### (主な変更点)

- ・本機関が実施する系統アクセス業務範囲の一部見直し
- 1. 公表日 2024年8月1日
- 2. 公表内容 別紙1及び2のとおり
- 3. 公表方法 本機関ウェブサイトに掲載

以上

#### 【添付資料】

別紙1 : 系統アクセス業務の実施に関する規程(案)

別紙2 : 系統アクセス業務の実施に関する規程 新旧対象表 (案)

参考資料:系統アクセス業務の実施に関する規程の変更及び公表について (案)



平成28年 3月16日施行 平成28年 4月27日変更 平成29年 6月28日変更 令和 2年10月 1日変更 令和 3年 7月 1日変更 4年 4月 令和 1日変更 令和 5年 4月 3日変更 5年 7月 令和 1日変更 令和 6年 8月 1日変更

#### 系統アクセス業務の実施に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第64条に基づき、定款第36条第5項第13号に定める系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するため、系統アクセス業務の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において使用する用語は、特に定めのない限り、定款及び業務規程において使用する用語の例による。

(系統アクセス進捗会議)

- 第3条 本機関は、系統アクセス業務に関する専門技術的な事項を審議し、適切 に系統アクセス業務を実施することを目的として、系統アクセス進捗会議を 設置する。
- 2 系統アクセス進捗会議は、系統計画担当理事を議長とし、系統計画部長及び 担当部長(系統利用制度対応担当)(以下「担当部長」という。)その他系統計 画担当理事が指名する役職員により構成する。
- 3 議長は、系統アクセスの個別案件に関する進捗状況の確認及びその方針の 検討、系統アクセス業務改善の検討その他の系統アクセス業務に関する事項 を審議するため、系統アクセス進捗会議を開催する。
- 4 系統計画担当理事に事故等があり職務の遂行が困難なとき、その職務を代理する役職員を系統アクセス進捗会議にて予め定めた者が議長となるものとする。
- 5 担当部長は、第6条第1項第4号及び第2項、第7条第1項第3号、第8条の2第1項第3号、第4号及び第5号並びに第13条に記載する業務について決裁を行おうとする場合、その決裁に先立って、系統アクセス進捗会議の審議を経るものとする。

第4条 削除

第5条 削除

#### (接続検討)

- 第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲 げる者の決裁に基づき、これを行う。
  - 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 系統アクセス検討を所掌するマネージャー(以下「マネージャー」という。)。ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)(以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの要請受付及び要請内容の変更等 理事会
  - 二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長。ただし、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの要請に基づく会員 に対する各種依頼・要請 理事会
  - 三 接続検討の回答が遅延する理由等の説明 担当部長。ただし、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの要請に基づく接続検討の回答が遅延する理由等の説明 理事会
  - 四 次のア又はイのいずれかに該当する接続検討の回答 担当部長。ただし、 再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国か らの要請に基づく接続検討の回答 理事会
    - ア 発電設備等の新設又は同一地域で発電設備等の全部の変更(なお、1発電場所において複数の発電設備等が設置されている場合は一部の発電設備等の全部の変更及び発電設備等の全部の変更を伴う電源種別の変更を含む。)を伴う検討の場合
    - イ 接続検討申込者の電源線又は流通設備の増強工事が必要となる回答が ある場合
  - 五 前号ア又はイに該当しない接続検討の回答 担当部長
- 2 本機関は、前項第4号ただし書きの規定のうち簡易又は部分的な接続検討の申込みに対する回答を行う場合、又は過去に本機関が接続検討を行い回答したものと同じ工事内容(地点、対象設備、増強規模、工期、工事費)で接続検討の回答を行う場合には、担当部長の決裁に基づき回答を行う。
- 3 担当部長は、第1項第5号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議 が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会議での審議を求め る。
- 4 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第5項の審議において、議長が必要と認める場合には、第1項及び第2項にかかわらず、理事会で議決し、接続検討に対する回答を行う。

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

- 第7条 本機関は、次の各号に掲げる本機関が接続検討を行った案件の契約申 込みに伴う回答内容の確認に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基 づき、これを行う。
  - 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 マネージャ
  - 二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長
  - 三 過去に回答した接続検討と異なる工事内容(地点、対象設備、増強規模、 工事工法)で契約申込みに伴う回答内容に関する妥当性確認結果の通知 担 当部長。ただし、接続検討の回答を理事会が決裁した案件に関する申込みで ある場合については、理事会
  - 四 前号に該当しない契約申込みに伴う回答内容に関する妥当性確認結果の 通知 担当部長
- 2 担当部長は、第1項第4号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会議での審議を求める。
- 3 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第5項の審議において、 議長が必要と認める場合には、第1項にかかわらず、理事会で議決し、契約 申込みに伴う回答内容に関する通知を行う。

#### 第8条 削除

(電源接続案件一括検討プロセス)

- 第8条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源接続案件一括検討プロセスに関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
  - 一 一般送配電事業者又は配電事業者に対する各種通知及び要請 担当部長
  - 二 電源接続案件一括検討プロセスの開始の要請の決定 理事会
  - 三 電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等の変更及びその公 表 担当部長
  - 四 本機関が受け付けた接続検討に関する業務 第6条に準じる。
  - 五 本機関が受け付けた接続検討にかかる再接続検討に関する業務 担当部 長
  - 六 電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断の要請の決定 理事会
- 2 本機関は、系統アクセス進捗会議における第3条第5項の審議において、議 長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、第3号及び第4号のうち接続

検討の回答並びに第5号のうち再接続検討の回答に関する業務については、 理事会で議決し、これを行う。

#### 第9条 削除

(決裁にあたっての留意事項)

- 第10条 担当部長及びマネージャーは、第6条、第7条又は第8条の2に基づき、系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。
- 2 担当部長が第3条第5項に記載する業務について決裁を行う場合は、系統 アクセス進捗会議の審議の結果にしたがって、これを行わなければならない。

(系統アクセス業務に関する申込書、回答書等の様式)

- 第11条 本機関は、系統アクセス業務に関する次の各号に掲げる申込書、回答書等の様式(以下「回答書等様式」という。)に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
  - 一 回答書等様式の策定 理事会
  - 二 回答書等様式の変更 理事会。ただし、国又は本機関の審議会等で整理された事項を反映する場合については、系統アクセス進捗会議の審議を経たうえで、担当部長
  - 三 回答書等様式の字句等の軽微な修正又は記載例の策定及び変更 担当部 長
- 2 本機関は、回答書等様式及びその記載例を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

(報告)

- 第12条 担当部長は、この規程の定めに基づいて決裁を行ったときは、遅滞なく、その旨を系統計画担当理事に報告しなければならない。
- 2 系統計画担当理事は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その回答の概略を理事会に報告しなければならない。

(アクセス規程細則)

第13条 担当部長は、系統アクセス業務を実施する上で必要となる具体的な 対応手順やアクセス業務の品質を維持するための留意点等に関する事項を別 に定める。 附則(平成28年3月16日) この規程は、平成28年3月16日から施行する。

附則(平成28年4月27日)

(施行日)

第1条 この規程は、平成28年4月27日から施行する。

(平成28年3月31日以前に一般送配電事業者に開始申込みがなされた電源接続案件募集プロセス)

第2条 本機関は、平成28年3月31日以前に系統連系希望者から一般送配 電事業者に開始の申込みがなされた電源接続案件募集プロセスに関する業務 について決裁を行うときは、第8条に準じてこれを行う。

附則(平成29年6月28日)

(施行日)

第1条 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附則(令和2年10月1日)

(施行日)

第1条 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附則(令和3年7月1日)

(施行日)

第1条 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第8条の2第1項第7号の規定は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定をするための国からの送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討の要請に関する業務規程及び送配電等業務指針の施行の日から施行する。

附則(令和4年4月1日)

(施行日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

第1条 この規程は、令和5年3月に認可申請した業務規程及び送配電等業務

指針変更の認可の日から施行する。

附則(令和5年7月1日) (施行日)

第1条 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附則(令和6年8月1日) (施行日)

第1条 この規程は、令和6年8月1日から施行する。

## 系統アクセス業務の実施に関する規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )	変更理由
(目的)	(目的)	
第1条 (略)	第1条 (略)	
(定義)	(定義)	
第2条 (略)	第2条 (略)	
(at the a constitution of the constitution of	(at the and a second se	
(系統アクセス進捗会議)	(系統アクセス進捗会議)	
第3条(略)	第3条(略)	
/ <del>                                     </del>		
(事前相談)	for a fa William	十級胆ぶケミズケファト
第4条 本機関は、次の各号に掲げる事前相談に関する業務		本機関が行う系統アクセ
について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。		ス業務の一部見直しに伴
一申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正		う条項の削除
の要請系統アクセス検討を所掌するマネージャー(以		
下「マネージャー」という。)		
二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長		
三事前相談の回答が遅延する理由等の説明 担当部長		
四事前相談の回答担当部長		
2 担当部長は、第1項第4号の決裁にあたり、系統アクセ		
ス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対		
し、系統アクセス進捗会議での審議を求める。		
(接続検討の要否確認)		
第5条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討の要否確認に	第5条 <u>削除</u>	本機関が行う系統アクセ
関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、こ		ス業務の一部見直しに伴
<u>れを行う。</u>		う条項の削除

- 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正 の要請 マネージャー
- 二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長
- 三 接続検討の要否確認に対する回答 担当部長
- 2 担当部長は、第1項第3号の決裁にあたり、系統アクセ ス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対 し、系統アクセス進捗会議での審議を求める。

#### (接続検討)

- 第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務 について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
  - 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正 の要請マネージャー。ただし、海洋再生可能エネルギ 一発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法 律(平成30年法律第89号)(以下「再工ネ海域利用法」 という。) 第8条第1項の規定による海洋再生可能エネ ルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。) の指定に関する国からの要請受付及び要請内容の変更 等 理事会

(略)

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第7条 (略)

第8条 削除

## (接続検討)

- 第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務 について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
  - 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正 の要請 系統アクセス検討を所掌するマネージャー(以 第4条の削除に伴う変更 下「マネージャー」という。)。ただし、海洋再生可能工 ネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関 する法律(平成30年法律第89号)(以下「再エネ海域 利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可 能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」 という。) の指定に関する国からの要請受付及び要請内 容の変更等 理事会

(略)

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第7条 (略)

第8条 削除

(電源接続案件一括検討プロセス)

第8条の2 (略)

第9条 削除

(決裁にあたっての留意事項)

第10条 担当部長及びマネージャーは、前6条に基づき、 系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合 は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を 十分に確認しなければならない。

(略)

(系統アクセス業務に関する申込書、回答書等の様式)

第11条 (略)

(報告)

第12条 (略)

(アクセス業務に関する細則)

第13条 (略)

附則 (略)

(新設)

(電源接続案件一括検討プロセス)

第8条の2 (略)

第9条 削除

(決裁にあたっての留意事項)

第10条 担当部長及びマネージャーは、第6条、第7条又 条項削除に伴う変更 は第8条の2に基づき、系統アクセス業務に関する事項に ついて決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等 業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。

(略)

(系統アクセス業務に関する申込書、回答書等の様式)

第11条 (略)

(報告)

第12条 (略)

(アクセス業務に関する細則)

第13条 (略)

附則 (略)

附則(令和6年8月1日)

(施行日)

第1条 この規程は、令和6年8月1日から施行する。

今回の変更に伴う附則の 新設

# 参考資料 系統アクセス業務の実施に関する規程の 変更及び公表について

2024年7月24日 電力広域的運営推進機関



- 本機関が定める「系統アクセス業務の実施に関する規程」(以下「アクセス規程」という。)は、業務規程及び送配電等業務指針に基づき、系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するための本機関の手続きを規定している。
- 系統アクセス業務については、国の審議会(第50回系統WG 2024年3月11日)において、増加する系統混雑に関する業務など系統利用に関する対応の変化を踏まえ、本機関が実施する系統アクセス業務を効率化することが整理された。
- これを踏まえ、本機関では、業務規程及び送配電等業務指針の必要な変更を行ったところ(2024年8月施行予定)。
- このため、アクセス規程において、上記の変更に伴って一般送配電事業者へ集約される「事前相談」 及び「接続検討の要否確認」の系統アクセス業務に関する条項の削除とそれに伴う変更について、 2024年8月1日を施行日として本機関のウェブサイトにて公表する。

■ アクセス規程は、定款第36条第5項第十三号に定める系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するため、定款第64条の規定により制定。(2016年3月16日 第55回理事会 第8号議案)

## く(参考) 定款より抜粋>

## (理事会の構成・役割)

第36条 本機関に、理事会を設置する。

2~4 (略)

5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

一~十一 (略)

十二 各種規程の策定及び変更に関する事項

十三 系統アクセス業務に関する事項

十四~十九 (略)

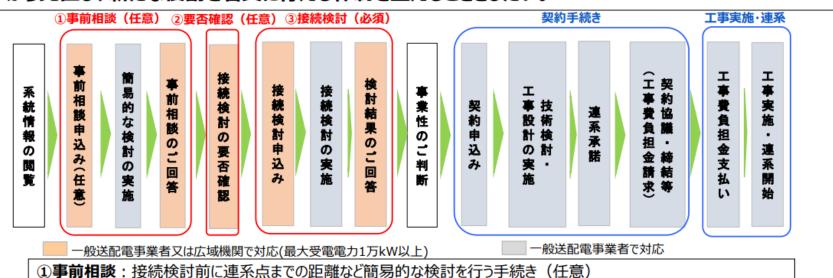
## (規程等)

第64条 この定款及び業務規程において定めるもののほか、<u>本機関の運営に関し必要な規程等は、理事会の議決</u> <u>を経て別に定める</u>。

<出所>第74回広域系統整備委員会(2024.2.5) 資料 2

## 今回の背景・概要

- 電力広域的運営推進機関(以降、本機関)では、最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象に、「事前相談」、「接続検討の要否確認」及び「接続検討」の申込みを受け付け、一般送配電事業者の検討結果の妥当性や差別的な扱いが無いことを確認している。
- 一方、電源の系統アクセスにおける社会的ニーズ(費用低減、工期短縮等)を受け、**系統利用の高度化(コネクト&マネージ等)**を進めており、今後、**この新たな系統利用ルールを定着し、確実に運用を行うことが重要となる。その一環として、系統混雑処理時における再エネ出力制御の検証など、本機関に新たな役割が追加されている。**
- そのため、本機関が行う系統アクセス業務フローの一部について、影響の軽微なものを効率化の観点 から見直し、新たな役割を着実に行える体制を整えることとしたい。



②接続検討の要否確認:既存発電設備の設備変更時における接続検討の要否を確認する手続き(任意) ③接続検討:事業性判断のため、系統連系に必要となる所要工期・工事費等の検討を行う手続き(必須)

<出所>第50回系統WG(2024.3.11) 資料 2

# 系統利用の高度化を踏まえた電力広域的運営推進機関が行う系統アクセス業務の一部見直しについて(報告)

- 電力広域機関では、最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象に、「事前相談」、「接続検討の要否確認」及び「接続検討」の申込みを受付け、一般送配電事業者の検討結果の妥当性や差別的な扱いが無いことを確認している。
- 他方、日本版コネクト&マネージの取組等により、新たな系統接続・利用ルールが定められているところ、これらのルールが確実に運用していくことが重要である。
- その一環として、例えば系統制約による再エネ出力制御時には、予め決められた一定 の順序に基づき、一般送配電事業者によって適切に出力制御されたかを電力広域機 関が事後的に確認することとした。
- このように電力広域機関の役割が変化している中で、第74回広域系統整備委(2024年2月5日)において提起された通り、電力広域機関が行う系統アクセス業務フローの一部(「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の受付業務)を見直し、新たな役割を着実に行える体制を整えることとする。

## (変更点)「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の系統アクセス業務に 関する条項削除

■ 事前相談および接続検討の要否確認の系統アクセス業務に関する条項を削除する。

## <変更前>

## <変更後>

## <u>(事前相談)</u>

- 第4条 本機関は、次の各号に掲げる事前相談に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
- 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の 要請 系統アクセス検討を所掌するマネージャー(以下「マ ネージャー」という。)
- 二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長
- 三 事前相談の回答が遅延する理由等の説明 担当部長
- 四 事前相談の回答 担当部長
- 2 担当部長は、第1項第4号の決裁にあたり、系統アクセス 進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、 系統アクセス進捗会議での審議を求める。



第4条

(削除)

## (接続検討の要否確認)

- 第5条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討の要否確認 に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
- 一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の 要請 マネージャー
- 二 会員に対する各種依頼・要請 担当部長
- 三 接続検討の要否確認に対する回答 担当部長
- 2 担当部長は、第1項第3号の決裁にあたり、系統アクセス 進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、 系統アクセス進捗会議での審議を求める。

第5条 (削除)



## (変更点)「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の系統アクセス業務に 関する条項削除に伴う関連修正

■ 事前相談および接続検討の要否確認の系統アクセス業務に関する条項削除に伴い、以下の変更を 行う。

## <変更前>

第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 マネージャー。ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)(以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの要請受付及び要請内容の変更等 理事会(略)

## <変更後>

第6条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。
一 申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請 系統アクセスを所掌するマネージャー (以下「マネージャー」という。)。ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)(以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの要請受付及び要請内容の変更等 理事会(略)

## (決裁にあたっての留意事項)

第10条 担当部長及びマネージャーは、<u>前6</u>条に基づき、 系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本 機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分 に確認しなければならない。 (略)



## (決裁にあたっての留意事項)

第10条 担当部長及びマネージャーは、第6条、第7条又は第8条の2に基づき、系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。 (略)